

監 査 報 告 書

平成30年5月25 日

学校法人 東亜大学学園 理事会 御中 評議員会 御中

学校法人 東亜大学学園

監事 藤上 博之 印

監事 松村 久 印

私は、監事として私立学校法第37条第3項及び学校法人東亜大学学園寄附行為第15条に基づき、学校法人東亜大学学園の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度における業務及び財産の状況について監査しました。

監査の結果、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、会計に関する諸計算はいずれも正確であり、かつ財産の管理状況は適正妥当なものと認めます。

以 上